

オーエスキー病防疫対策要領（平成3年3月22日3畜A第431号農林水産省畜産局長通知）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>農場における基本的な防疫措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 発生時の措置 （1）・（2）（略）</p> <p>（3）発生農場における防疫措置 ア 清浄県の発生農場 （ア）～（ウ）（略） （エ）野外抗体陽性豚の更新が困難である場合又は野外抗体陽性豚が新たに摘発された場合には、<u>の3の（3）のイ及びウの清浄化対策強化段階前期及び後期の清浄化対策を講じるものとし、ワクチンを飼養豚全頭に接種しつつ抗体識別検査（ワクチンを接種した豚について、本病の野外ウイルス抗体を識別できる検査をいう。以下同じ。）による野外抗体陽性豚の摘発・更新やオールインオールアウト等による豚群の早期の計画的な更新、の防疫措置の確実な実施により清浄化を進めるものとする。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 導入時の防疫措置 （1）導入豚及び精液は、原則として <u>の3の（3）のオの清浄段階の地域から導入するものとする。ただし、浸潤地域等であって清浄段階の地域から導入することが困難な場合には、浸潤地域であっても、C検査によるウイルス抗体検査により陰性が確認されている農場からは導入できるものとする。</u> ア・イ （略） （2）（略）</p> | <p>農場における基本的な防疫措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 発生時の措置 （1）・（2）（略）</p> <p>（3）発生農場における防疫措置 ア 清浄県の発生農場 （ア）～（ウ）（略） （エ）野外抗体陽性豚の更新が困難である場合又は野外抗体陽性豚が新たに摘発された場合には、<u>の3の（3）のイの清浄化対策強化段階の清浄化対策を講じるものとし、ワクチンを飼養豚全頭に接種しつつ抗体識別検査（ワクチンを接種した豚について、本病の野外ウイルス抗体を識別できる検査をいう。以下同じ。）による野外抗体陽性豚の摘発・更新やオールインオールアウト等による豚群の早期の計画的な更新、の防疫措置の確実な実施により清浄化を進めるものとする。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 導入時の防疫措置 （1）導入豚及び精液は、原則として <u>の3の（3）のエの清浄段階の地域から導入するものとする。ただし、浸潤地域等であって清浄段階の地域から導入することが困難な場合には、浸潤地域であっても、C検査によるウイルス抗体検査により陰性が確認されている農場からは導入できるものとする。</u> ア・イ （略） （2）（略）</p> |

地域における清浄化対策

1・2 (略)

3 浸潤県における防疫措置

(1)・(2) (略)

(3) 段階と段階目標

地域内の全農場のすべての飼養豚に対する飼養衛生管理の実施状況及び抗体検査の結果に基づき、清浄度の低いものから清浄度の高い順に、清浄化対策準備段階(ステータス)、清浄化対策強化段階・前期(ステータス ・前期)、清浄化対策強化段階・後期(ステータス ・後期)、清浄化監視段階(ステータス)及び清浄段階(ステータス)の五つの段階に分ける。都道府県は、段階毎の目標を早期に達成するように計画を立案するとともに、その推進を図り、いずれのステータスにおいても最終的にはステータス

を目指すものとする。地域のステータスは地域内の清浄度が最も低い農場のものとするが、可能な限り各農場間のステータスに差が生じないように留意する。以下に各段階の要件(清浄化対策準備段階(ステータス)を除く。)と目標を示す。

なお、次のステータスの要件を満たした場合には、地域防疫協議会で協議し、都道府県防疫協議会を通じて、都道府県畜産主務課に報告した上で、次の段階へ移行する。

ア 清浄化対策準備段階(ステータス)

(削除)

(ア) 段階目標

a 地域防疫協議会を設置すること

地域における清浄化対策

1・2 (略)

3 浸潤県における防疫措置

(1)・(2) (略)

(3) 段階と段階目標

地域内の全農場のすべての飼養豚に対する飼養衛生管理の実施状況及び抗体検査の結果に基づき、清浄度の低いものから清浄度の高い順に、清浄化対策準備段階(ステータス)、清浄化対策強化段階(ステータス)、清浄化監視段階(ステータス)及び清浄段階(ステータス)の四つの段階に分ける。都道府県は、段階毎の目標を早期に達成するように計画を立案するとともに、その推進を図り、いずれのステータスにおいても最終的にはステータスを目指すものとする。地域のステータスは地域内の清浄度が最も低い農場のものとするが、可能な限り各農場間のステータスに差が生じないように留意する。以下に各段階の要件と目標を示す。

なお、段階に応じた清浄度確認検査を行い、段階目標が達成された場合には、地域防疫協議会で協議し、都道府県防疫協議会を通じて、都道府県畜産主務課に報告した上で、次の段階へ移行する。

ア 清浄化対策準備段階(ステータス)

(ア) ステータスの要件

次のaからcまでに掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 本病の発生又は野外抗体陽性豚の摘発があること。

b 本病の有無を確認できない豚群が存在していること。

c 接種すべきワクチンが接種されていない豚群が存在していること。

(イ) 段階目標

次の条件を満たすこと。

b すべての農場について、最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査を実施すること。

イ 清浄化対策強化段階・前期（ステータス 前期）

（ア）ステータスの要件

a 地域防疫協議会が設置されていること。

b すべての農場について、最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査が実施されていること。

（イ）段階目標

a すべての農場について、少なくとも1年間継続してワクチン接種すること。ただし、次に掲げる条件（以下「清浄性確認条件」という。）を満たし、清浄性を確認した農場（以下「清浄性確認農場」という。）は、この限りでない。

（a）当該農場において確認された野外抗体陽性豚がすべてとう汰されていること。

（b）繁殖豚全頭（抗体検査により野外抗体を保有していないことが確認されており、かつ、ワクチンの接種状況等から新たに感染していないと考えられる繁殖豚は除く。）の検査及びと畜場採血等による出荷肥育豚のA検査が実施され、野外抗体陽性豚が確認されていないこと。ただし、これと同等の信頼度を有する検査により、野外抗体陽性豚が存在しないことを都道府県防疫協議会及び地域防疫協議会が確認した農場はこの限りでない。

（c）清浄豚の導入に必要な の4の対策が十分に実施されていることを都道府県防疫協議会及び地域防疫協議会が確認していること。

b すべての農場について、最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査を実施すること。

c 野外抗体陽性豚の早期更新に努めること。

ウ 清浄化強化段階・後期（ステータス 後期）

（ア）ステータスの要件

a すべての農場について、少なくとも1年間継続してワクチ

a 各農場において最低年1回A検査が実施され、本病の有無が確認されていること。

b 豚群すべてにワクチン接種できる体制が整備されること。

イ 清浄化対策強化段階（ステータス ）

（ア）ステータスの要件

清浄化対策準備段階（ステータス ）の目標を達成していること。

（イ）段階目標

a から c まで（前期）の条件を満たした後、d から f まで（後期）の条件を満たすこと。

a 豚群すべてに少なくとも1年間継続してワクチン接種されていること。

b 各農場において最低年1回A検査が実施され、ワクチン抗体陽性豚が確認されていること。

c 野外抗体陽性豚の早期更新に努めていること。

d a から c までに掲げる条件を満たした後、さらに、豚群すべてに少なくとも1年間継続してワクチン接種されていること。

e 各農場において最低年2回A検査又は最低年1回B検査が実施され、野外抗体陽性豚が確認されていないこと。

f 豚群すべてのワクチン接種が中止されること。

（新設）

ン接種されていること。ただし、清浄性確認農場はこの限りでない。

b 全ての農場について、最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査が実施されていること。

(イ) 段階目標

a 全ての農場について、最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査を実施すること。

b 野外抗体陽性豚の早期更新に努めること。

c 全ての農場について、清浄性確認条件を満たした上で、ワクチン接種を中止すること(ワクチン接種後一月以内に、取り扱うすべての豚にワクチン接種を義務付けている家畜市場又は 及び の地域に所在する農場に の3の(1)の規定に従って出荷する豚のみにワクチンを接種する場合であって、都道府県防疫協議会及び地域防疫協議会が必要と認めるときを除く。)。

ウ 清浄化監視段階(ステータス)

(ア) ステータスの要件

a 地域内で確認された野外抗体陽性豚がすべてとう汰されていること。

b 全ての農場について、ワクチン接種が中止されていること(ワクチン接種後一月以内に、取り扱うすべての豚にワクチン接種を義務付けている家畜市場又は 及び の地域に所在する農場に の3の(1)の規定に従って出荷する豚のみにワクチンを接種する場合であって、都道府県防疫協議会及び地域防疫協議会が必要と認めるときを除く。)。

(イ) 段階目標

全ての農場について、最低年2回のB検査又は最低年1回のC検査を実施すること。

エ 清浄段階(ステータス)

(ア) ステータス要件

ウ 清浄化監視段階(ステータス)

(ア) ステータスの要件

清浄化対策強化段階(ステータス)の目標を達成していること。

(イ) 段階目標

次の条件を満たすこと。

a 豚群すべてのワクチン接種を中止していること。

b 各農場において最低年2回B検査又は最低年1回C検査が実施され、野外抗体陽性豚が1年間確認されていないこと。

エ 清浄段階(ステータス)

(ア) ステータス要件

すべての農場のワクチン接種が中止されてから、すべての農場について、最低年2回のB検査又は最低年1回のC検査が実施され、野外抗体陽性豚が1年間確認されなかったこと。

(イ) 段階目標

すべての農場について、野外感染抗体及びワクチン抗体が確認されないこと。

(略)

別紙1～6 (略)

清浄化監視段階(ステータス)の目標を達成していること。

(イ) 段階目標

豚群すべてに野外抗体及びワクチン抗体が確認されないこと。

(略)

別紙1～6 (略)